Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-06-07

明治十七年の産業政策 : 農商務省出版『興業意見』の批評及紹介

上田, 貞次郎

(Citation)
經濟學商業學國民經濟雜誌,36(4):483-506

(Issue Date)
1924-04

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053640

經濟學商業學 國民經濟雜誌 第三十六卷、第四號（大正十三年四月一日發行）

論說

明治十七年の產業政策

（農商務省出版『興業意見』の批評及紹介）

上田貞次郎

一

明治維新以後現今に至る日本の經濟狀態は產業革命の時代たると同時に重商主義の時代なりき。此間に日本國民が十八九世紀の新發明を採用し大企業組織を發展せしめたる點より見れば之を產業革命の時代といふこと固より不可なけれども、此產業革命を以つて英國の產業革命に比するときは兩者の間に著大なる差異の存在することを感せざる能はず。何となれば英國に於ける一七六〇年乃

至一八三〇年の產業革命は其以前に養はれたる民間實業界の財力智力の成熟したる結果にして、經濟思想上には自由主義が發達し、アダム・スミスの自由競爭の理想が漸く實際政策上に勢力を獲つゝありし時代なれども、明治の日本に於いては自由主義の勢力は極めて微弱にして其所謂產業革命の眞相は實に政府の先導の下に爲されたる國民的改革に外ならず。即ち無意識に來りたる自然の發達にあらずして一部政治家の決心努力に依りて其端緒を開きたるものなり。而して此時に當りて日本の實業界即ち町人階級は未だ自力を以つて歐米の新文明を移植する程度に達せざりしかば偏に政府の保護奬勵に依賴せざるを得ず。かくして三百諸侯の下に分割せられたる國民經濟は統一せられ、又此統一に必要なる資本主義の精神は養成せられたり。是正に十六七世紀に於ける英佛の重商主義と其軌を一にするなり。

抑々明治維新の初め日本の政治家が一齊に國家第一の要務と認めたるは歐米列强の壓力に對して國權の獨立を維持し、大に富國强兵の策を講じて彼と對峙するの國力を養ふにあり。廢藩置縣の一擧に依り全國の人力と財力とを結束せしめ、又知識を世界に求めて新制度新技術の輸入に努めたるが如きは皆彼等が歐米

と日本と國力の程度甚だしく異り、之を自然に放任すれば終には獨立を失ふの危險あることを悟りしが爲めなり。故に明治の先覺者は政治家も學者も皆熱烈なる愛國者にして其主張する所の政策は悉く國家主義なり。征韓論の破裂したる後民權伸張の輿論起り、特に西南役以後に至りて自由黨及改進黨の運動となり、夫夫佛國風及英國風の自由主義を標榜したりと雖も、是決して個人の權利を以つて國家の干渉と對立せしめんとするに非ずして唯當時の爲政者たる藩閥の專横を攻擊するのみ。一度條約改正又は朝鮮事件の如き對外問題に逢着するや所謂民權論者は忽ち猛烈なる國權論者となるを常としたり。且民論を指導するものは大抵志を得ざる士族にして農民又は商人にあらず。政黨は農民又は商人の階級運動にあらずして藩閥に對する非藩閥の爭なり。されば經濟政策の範圍にあり、ても政府が國民の產業を保護奬勵し指導誘掖すべきは當然の任務とせられ、議論の存する所は國家干渉の可否よりも寧ろ干渉の方法如何にあり。田口卯吉氏の東京經濟雜誌は明治十二年以來自由貿易論を唱へて一部の輿論を指導したるの觀あるも、自由放任は唯理論家の問題たるに止り、實際には唯藩閥政府の偏頗なる干渉を攻擊するの具となりしのみ。明治十年より二十年までの間に朝野の議論

を沸騰せしめたる經濟政策上の大問題は北海道官有物拂下事件及三菱會社助成金問題にして共に保護政策の方針に關することなり。蓋し明治の初年にありて政府が毫も保護政策を行はずとせば經濟上の改革は全く之を望むべからず、或は鐵道電信海運鑛山等の權も外國企業者の掌握する所となりしならん。例へば海運業は國防上の必要條件として政府の厚き保護を加へたる所なりしが、若し此の如き保護なかりしならば日本近海の航路は外國會社に委すの外なき狀態なりき。故に明治十六七年の頃三菱の獨占を攻擊するものも、その所謂獨占的保護を撤廢して自由競爭を實現せんと試みることなく、却つて別に政府の保護の下に共同運輸會社を設立して三菱の勢力に對抗せんとし、間もなく兩社を合併して日本郵船會社を設くるに至れり。要するに明治の經濟政策は英佛の重商主義と同じく國力の封建的に分裂したるを統一して外國に對峙せんとするものにして經濟上の發達を個人の自由活動に委するが如きは未だ之を思ふの遑なかりしといはざるを得ず。自由黨中の學者なりし中江兆民は其晩年(明治三十四年)の著述なる『一年有半』に我國の政論家がマンチェスター派の經濟學に誤られて政府の保護干涉を批難し、政府も亦其批難を恐れて徹底したる保護政策の遂行に遲疑することを

說き、日本に一人のコルベールなきを嘆息したれども、英佛の評論家より見れば明治時代は卽ち日本のコルベール時代なり、吾人が事實に就きて東西の歷史を比較するとき亦同一の結論に達す。兆民居士の如きは政治上の自由を主張するに急進的なりし如く經濟上の改革にも亦急進を好みしが故に當局者の處置を手ぬるしと見て此言を爲したるならん。

二

此の如く明治時代は概して重商主義の時代なれども、四十餘年間の政策を詳細に點檢するときは種々の變化あること言を俟たず。政治上經濟上の改革の進行に應じて產業奬勵に對する施設も亦推移せざるべからず。當局者の出處交替に依りても方針を變更することあり。且外國に於ける思想上の變動に影響せらるる所亦少からざるべし。總て此等の事情を研究するは我等が今後の事業にして今之を詳論すること能はざれども、此に紹介する所の『興業意見』の出版された る明治十七年が如何なる時期なりしかを概觀する必要あり。

維新の元勳大久保利通が明治十一年五月十四日遭難の數時間前一地方官に語

りし言に『維新以來既に十年を經過したれども百事創始の時期にして內外の事件輻輳し治績の見るべきものなし。然れども今や平和になりたれば是より當初の目的に向つて進むべし。凡そ明治元年より十年までは創業の時なり。十一年より二十年までは宜しく內治を整へ國力の充實を圖るべし。二十一年より以後の十年間は大成の時ならん』とあり。事實も亦大體に於いて此言の如し。政府は創業の劈頭に鐵道電信を設けて人心を新にし、四年廢藩置縣を斷行し、次で武家の食祿を廢して全國徵兵の制を以つて之に代へ、又全國の土地調査を行ひて財政の基礎なる地租を統一し、かくて歐米の模範に依り國民統一の業を進めたれども、元年東北の亂に次いで七年佐賀の亂、臺灣征討の役あり、又熊本、山口等の亂ありて十年西南の役まで動搖止まざりき。十年以後平和時代となりて政府は盛に產業政策を行ふことを得たり。卽ち五年以來の計劃なる模範工場及模範農場を繼續したる外、十一年始めて千二百五十萬圓の內國公債を募集して鐵道、築港、道路、疏水、鑛山等の工事を各地に起し、曩に食祿を公債に代へたる四十萬の士族をして新產業に向はしめんことを期せり。是に於いて民間には十年より十二年までの間に百五十三の國立銀行設立せられ、紙幣の濫發に伴ふ好景氣時代を現出せり。され

と十三四年以後經濟界の反動期に入り、政府も幾分開發奬勵の方針を改めて極力整理に勉め特に兌換制度の確立に盡力せり。而して此整理の成るや實業界は再び活況を呈し十九年以後二三年の間に十數個の重要なる鐵道會社設立せられ、又紡績業の發達を見たり。政府の個別的保護なくして大企業の設立せられしは此時以後の事にして株式市場の發達も亦之より始まりしなり。但し日清戰爭以後も一般的法令の下にする保護奬勵策は盛に行はれ、又條約改正と共に輸入關稅に依る工業保護が實現せられたり。

此の如き經濟上の變遷と相並んで政治上の思想も亦種々の變遷を經たりしが、概していへば明治の初年には所謂『舊來の陋習を破る』の趣意にて善惡共に德川時代の舊慣を破壞するに傾き、政府の爲す所は進步に與して保守を排斥したりしに、明治十年以後民間の政治運動熾烈となるに及びて漸く保守主義に轉回するの必要を感じたり。明治十四年國會開設の勅諭を下されし後政府は勉めて民論を抑へ、伊藤博文が憲法取調の爲め歐洲に派遣せらるゝや主として保守的なる獨逸帝國に學ばんとしたり。而して前には諸般の改革を爲すに米國を範とせしが此頃より獨逸を尊ぶの風あり。敎育上にも米國風の直輸入を止めて大に國粹を

主張し、政治熱の學校に入ることを妨げたり。されば『興業意見』の出版されたる明治十七年は經濟界の反動期たりしと同じく政治上に於いても反動期に屬し、前の放漫なる助長政策に對して束縛手段を用ひんとしたる時代なりき。當時農商務大輔として產業行政の大綱を統べたる品川彌二郎は吉田松蔭の門に出で後年選擧干涉を以つて有名となりし保守的政治家にして、明治三年（一八七〇年）巴里にて籠城したる後轉じて戰勝の獨逸に留學したることあり。品川が何程獨逸の學問を咀嚼せしかに就き吾人は『品川子爵傳』（村田峰次郎著）よりは何事をも學ぶ能はざれども、同氏の保守的傾向が反動時代の產業行政を指導するに適したるは疑ふべからず。

三

『興業意見』は農商務省の當局者が『一定の針路に依り大に爲すあらんとして』或は吏員を全國に派遣し或は材料を地方廳に求めて我國の產業を調査したる結果を報告すると共に產業政策上の意見を述べたるものにして、和裝活版刷三十冊より成る。執筆者は長く同省にありて後に次官に昇進したる前田正名なりしこ

とは同氏著『所見』(明治二十五年出版非賣品)の附錄に依りて知るべし。前田は明治七年佛國に赴きて產業行政を學び、大久保に用ひられて三田育種場長たりしことあり、晩年には獨力各地同業組合の聯合會を組織したる等產業行政に終始したる國士的人物なり。同氏自ら『興業意見』編纂當時の事を語り『身を挺して難局に當り又僚屬をして晝夜勤勞文臣の本分を盡さしむ。是將校が兵卒を指揮して硝煙彈雨の間に馳驅すると同一事ならずや然るに指して以つて逆使と云ふ獨り余の名譽を毀傷するのみならず併せて僚屬其人の勤勞を空ふするものなり』といへるを見れば其苦心の大なりしことを察するに足れり。

此書は綱領、緒言、現況、原因、參考、精神、國力、地方、方針の九編より成り、其主要部は現況、原因、精神、方針の四編にあるが如し。卽ち農工商に就き明治十七年の現狀不振なる次第を述べ、次に如何にして此不振に陷りしかの原因を論究し、依つて之を振興するに必要なる政策を考へ、其根本精神と具體的手段卽ち方針を明かにするなり。此四編以外にて參考の編には德川時代に於ける名君賢相の產業政策の模範的なるものと佛白英の三國の事例とを述べ、國力及地方の二編は人口、地積、田畑、山林及重要物產の產額に關する統計を輯錄せり。參考の內にて外國の事例を擧ぐ

るに佛英兩國の重商主義時代の諸政策を述べずして僅かに佛白の特殊銀行、商業會議所、英國の商業慣習を語るに止りしは本書の他の部分との調和を缺き、編者の學殖を疑はしむるものなれども其德川時代の事例に關するものは米澤の織物、讚岐の砂糖、尾州の陶器、姬路の木綿等の發達を考へ、中村藩に行ひたる二宮尊德の興國安民法を說き、又商業市場の慣習、商家雇人の事、商家株式の事、仲間組合の事等を示し、本書の精神の基く所を理解せしむ。蓋し明治の政治家が財政經濟の事を執るに當りて最も多く參考となりしは舊時代に諸藩に於いて彼等自ら經驗せし所、又は其先輩より聞きし所なりしと想像せらるゝなり。

本書の要旨は精神編の中に出でたる左の二項にて知る可し。

率先者たるを忘るべからざる事

我政府は維新の初め率先して開進を圖り非常の英斷を以つて四民の檢束を弛め各其欲する所に向はしめ其發達の自由ならんことを務めたり斯の如きは古今萬國の史乘に徵するに未曾有の特典なり。

然るに惜しむべし我國民は政府の誠意の存する所を解せず自由の賜ものを利用するを知らず却て自ら窮困を招き其極遂に世を怨み上を譏り惡風を增し

弊習を長じ遂に政府當初の眞意に背弛するに至れり。

四民既に政府の誠意を空ふせり再び之を檢束し今日の弊害を矯正し尙ほ率先して當初の目的を達するの方向を取るべきは政府當然の職務にして毫も顧慮すべきにあらざるなり。

農工商は檢束を要する事

今や人口を開けば資本缺乏せり金融逼迫せり速かに金融の道を開き資本を助けざるべからずと云ふもの多し蓋し其一を知て其二を知らざるものなり凡そ農工商は單に資本のみを以つて濟すべからざるもの多し。

譬へば猶ほ衞生の如し人の病に罹るや藥餌と滋養物を要すと難も名醫は必ず攝生の法を嚴にし病者及看護者をして之を守らしむ若し攝生法立たざれば藥餌も滋養物も其效を奏すること能はざればなり。

此故に今農工商救濟の計畫を爲すに當り單に藥餌を投ずるの一方を考へて攝生の如何を顧みざるに於いては治療の效決して奏し難しとす殖產興業の方法は單に資本を要するものありと雖も法律規則の力最も效あることを辨別せざるべからず。

本書編者の意見に據れば明治政府は四民に率先して新事業を起したれども奬勵の法宜しきを得ざるが爲めに未だ能く其效を奏するに至らずして却つて四民を窮乏に陷らしめたり。而して其失敗の原因の重要なるものは舊慣に依る檢束を解きて營業の自由を許したるのみにて新しき法規の制限を加へざるにあり。農工商は資本を滋養物とし法規の檢束を攝生法となすものなれば單に資本を與へて營養を宜しからしめんとするも其目的を達する能はず。攝生法を完からしむる爲めに干涉束縛を行ふは政府の職分なり。

四

『我國封建の時日本全國を以て一世界と爲し大小二百六十有餘藩の諸侯其間に駢立して國を爲し封土の廣狹土地の肥瘠各異同ありしと雖も概ね相屹立して讓らず士風を勵まし農業を勸め工を助け商を治め檢束庇保至らざる所なかりき實に能く力を盡せりといふべし加之風俗を察して四民を率ひ風土を考へて富源を開けり實に能く心を用ひたりといふべし』

『是時に當てや國力生活知識事業の四者偏輕偏重ならず能く其平均を保てり甲

藩の士は乙藩の士に讓らざらんとし乙地の工は甲地の工に劣らざらんとし四民其業を磨き各藩は日本世界相當の事業を爲し人民をして日本世界相當の生活を爲さしむることを勉めたり故に國は國と稱すべく人は人と稱すべき地位にありしなり。』

然るに明治十七年に於ける人民の生活は如何なる狀態にありや。士族は如何、農民は如何、工商は如何。『士族は概ね其邸宅器物を賣盡し又恩賜の祿券に離れ今尙公債證書を所有するものは僅かに十中の二三に過ぎず農家は充分に肥料を入るべき力なきより收益も盛時の半に減じ累年負債の爲めに賣却したる田畑山林も之を償ふこと能はず甚だしきは擧村納租の道全く盡きて公賣處分を受けんとするものあり郡衙は專ら財產調の事務多し』工商は寂として顧客の踵を絕ち車夫、日傭、雜商、安旅籠等の末業に轉ずるもの日に其數を加ふ是を以て財主が擁する所の抵當品は次第に其價を失し貧富交〻其堵を失して一般生活の度は將に低下に傾かんとす』

『往時襤褸を纏ひたるもの新衣を着し草舍に藁蓆を敷きたるもの板屋に疊を布くに至れり。』然れども つらつら近來の有樣を見るに『質素舊に仍りて生計を

營みたるものは今日依然として安全なりと雖も奢侈新に移り其外貌を裝ひたるものは方今負債山の如く祖先傳來の不動產を賣却し又は之を負債の抵當と爲す』に至れり。是『人民實力に應じて各自其生活の度を進めたるに非ずして一時の風潮に乘じて虛構の外貌を裝ひたるに職由せり。』

然らば此當時の不景氣は抑〻何の原因より來りしか。是實に官民共に舊來の羈束を脫して偏に新奇の事業に熱中し進むことを知りて守ることを知らざりしが爲めなり。而して編者は此不景氣の原因の一として通貨の動搖を擧げ『明治十三四年頃物價は銀貨と共に頻りに騰貴し農工の產物從て作れば從て利あり商業者も亦從て仕入るれば從つて益あり是に於てか元質(原料の意ならん)の價職工の賃銀は法外に上れり然れども尙は農工商共に利ありしなり然るに十四五年より物價漸々下落の徵を顯はし一歲ならずして非常の低落を致せり此時に當り農工の有する所は高價の元質と賃銀とを以て作れるものなり商家の有する所は高價に仕入れたるものなり是に於いて農工商は俄然手を收めて動かず職工は身を寄する所を失ふに至れり是困難の一因なり』と。すれども、尙は通貨の動搖以外に一層根本的なる產業組織上の問題あること主張す。卽ち『農工商の規律立たざ

る事』是なり。

『凡そ民業は法律と慣習とに依りて之を束制するに非ざれば其秩序を整理する能はざるものなり故に維新前にありては最も慣習を重んじ之を補ふに法律を以てし各般の民業を經理せり維新後に至り舊來封建の弊習を矯正せんが爲め其慣習と法律との良否を問はず悉く之を解除して單に民意の向ふ所に任す此時に方り若し人民の知識の進度高等の地位にあらしめば各自慣習の良否を選擇し其弊害あるものを除去し其善良なるものを保持し以て事業を經營するは必然なりと雖も當時我國の有樣は人智未だ此に至らずして一に政府の爲す所に隨ひ忽ち中上の風潮となり舊來の良慣習も共に一掃して更に據る所なきに至れり。』

五

是に於ひて編者は其所謂『舊來の良慣習』の廢れたる事實を說くこと詳なり。左に其代表的なる文句を摘錄す。

『地租改正は實に前古無比の盛擧たり而して尙ほ之に繼ぐに地券の發行あり減租の大小あり凡そ此三者は明治政府の特典にして其德澤の農民に及ぶや最大な

るものといふべし。』然るに農業の反別も收穫も著しき增加を示さずして却つて農民に困窮の狀あるは何ぞや。『曩に政府は地租六分一を減ずるの仁政は却つて人民をして奢侈に流れしめたるの跡あり又地券を發行して所有權を與へたるは却つて父母の業を失はしめたるの跡あり』。封建時代に農家商業を營むを禁じ僅かに工業を爲すも之を農間稼と稱して之を專業とするを得ざらしめしは『農家を無理に檢束して專ら耕耘に從事せしめんが爲めの策略に出でたるものにして今日之を適用すべきにあらざれども農は專ら農業を勉め商は專ら商業を營み各其勉むべきの道を盡したるに至りては暗に分業の理に適せりといふべし。然るに近來の農家は各自耕耘勞苦して得る所の金員は年々定數あるにより商業の一擧して數十金を得るを羨望して所有の田畑を抵當として借金して商業に從事するものあり。』

『又地租未納の時にありては米質不良なるものは貢納に充つる能はざるを以て一般に良種を選み且培養に力を盡し乾燥俵造り等最も注意せり故に久儲に耐へ運搬に適せざるなし。』　然るに『地租金納となりて此檢束を脫し各自の收穫米を銘々販賣するに當り米質乾燥俵造り等忽ち粗惡の弊を生じたり。』

『工は舊來傭主と被傭者との間に約束を結び其風習は業體によりて趣を異にするも皆舊慣を存し法律と其勢力を等しふし嚴然犯すべからざるものなりしが維新後此慣習を破壞し傭主の被傭者に於ける師匠の弟子に於ける恰かも日雇の如き有樣となり被傭者及弟子は只賃銀の爲めに使役に服するの思想を抱き偏に賃銀の多き所へのみ逃げ去らんとし心志常に定まらず』又『傭主師匠たるものも各自業務の繁忙なるときは種々權謀を運して他の被傭者及弟子を誘ひ其閑隙の時に於ては事故を設けて放逐せんとす』。是工業の衰退を招きたる一因なり。

『粗製濫造の弊を生じたるは一時に檢束を解きたるに因る』となし、特に同業組合の舊慣の廢れたるを嘆せり。其一例として江州の濱縮緬の事を敍する一段に曰く『往時織屋株なるものあり之を所有するにあらざれば織屋となることを得ず其株は長濱に三十六株近傍村々に百四十八株合せて百八十四株あり織屋は一同協議の上仲間申合規定なるものを作り各之を確守して相犯さゞるものなり若し之を犯すものあれば寛假せず其一例を擧ぐるに或時長濱の織屋某申合規定を犯したるに依り評議の上三十日間營業を停止せり其時長濱三十五軒の織屋之を憐み其違犯者の爲めに各一日づゝ休業して近傍村々の仲間へ宥免を請ひたり、此

の如く嚴然違犯者を處分して亦同業相救ふの情義を盡し專ら品質を精巧にして世人の信用を固うしたり』。

商業に就ても株式の制限及之に依つて生ずる常得意間の信用の效果大なりしことを認めて曰く『幕政の頃江戸大阪に於て菱垣問屋を初め諸問屋の株式制限を設け又著しき物貨賣買の媒介を爲す仲買の制限を定め問屋仲買各其分を守りて賣買に從事したり故に生産者等自己製造の物品を販賣せんとするときは得意の問屋に就て其販賣を委託し內金を借用するを得て各自産業の資金を融通し問屋は必ず仲買を經て賣却し而して其代金の取立を猶豫し金融の爲め販路の澁滯なからんことを計り仲買は之を需要者に延賣し五節句或は盆暮の決算と爲す此の如く生産者より需要者の手に落つるまで數回の賣買を經るも皆常得意の信用貸借を以て其取引を爲し敢て現金を要せずして運轉を爲すを得たり』。

然るに維新の際百事革新の勢に乘じ檢束の制一時に瓦解せしより商品の品位錯亂し尺幅不定となり信用は廢れ販路梗塞し舊來の營業者も新起の競爭者も共倒れとなりしなり。

六

此の如き混亂の時期に際し政府は極力産業の振興策に意を用ひたれども『勸奬其效なかりしものは其當を得ざりしに因る』と爲し特に士族に對する政策に就いて述べたり。

明治五六年の頃士族の家祿奉還を願出づるものに對して一時に三千六百萬圓を下附して産業を營ましめんとし、又明治十一年一般に金祿公債を下附せられしとき華士族の手に資本の落ちしもの實に一億七千萬圓の多きに達せり。而して數年の後既に士族の公債を所有するもの十中の二三に過ぎざるは何ぞや。『士族は文を講じ武を磨くの外餘念なかりしに廢藩置縣の際頓に士の常職を解き又俄に米給を廢し金祿となし次で之を公債證書に代へ更に其賣買を自由にして農に工に商に各其望む所に歸して他日の生計を立てしめんとしたるも如何せん不慣の事業なるに依り悉く其資本を失ひ或は徒らに酒食の爲めに金を費消し數百年來養成せる精神消耗し遂には其生計を顧ず忠孝の大道を忘れ政治上の談論に熱中し』我國力を衰萎せしむるに至れり。

又政府が『開墾牧畜等の爲めに貸與せし金額は商法司通商司以來明治十一年までに凡そ四千萬圓なれども其起業の目的を達し返納の道立ちしものは僅かに半に過ぎず、是必竟事業の創始に係るものに貸與せし故のみならず多くは方法の良否事業の如何を問はず妄りに不慣なる新事業を奬勵したるに坐するものなり』

編者は此に明治初年の產業政策の眼目たる模範工場模範農場の成敗功過を論ずべき順序なれども此事に就ては一言も費すことなし。然れども民間事業に就き『資本と事業と釣合はざる事』を否なりとし、又中仙道鐵道の例を擧げて資本固定の不利なるを主張する傾向より見れば明治初年に偏に西洋の進步せる企業を移植せんとしたるの缺點を認め、之より轉じて舊來の小農小工小商を扶掖誘導するの政策を執らんとするに至りしならん。此意味に於いて本書は明治の產業政策の一轉機を代表すと見るべきなり。

大久保利通が征韓論者を政府より逐出して自ら內務卿の要職に就きし時『民產を厚殖し民業を振勵する』の急務なるを主張し、主として樹藝、牧畜、農工商を奬勵する事、山林保存樹木栽培の事、地方の取締を整備する事、海運の道を開く事の四箇條を實行せんとしたりしが、其方法は一方には官吏を海外に派遣し又は外人顧

問を聘用し、政府自ら工場、農場を設け、博覽會を催し、學校を開く等日新の知識を普及するに勉め、又他の一方には民間事業家に資金を供給するの手段を取り海運に就きては三菱會社に莫大なる助成金を與へし如く他の諸産業に對しても盛に資金の貸與又は補給を爲したり。『興業意見』の編者の言を借れば産業の滋養物を給するに急にして其攝生法には未だ深く注意せざりしが如し。大久保利通傳(勝田孫彌著)に大久保が内藤新宿の養蠶試驗所長佐々木長淳に語りし所として次の言を傳へたり。曰く『蠶絲業をして民間に發達せしむるには大に誘導保護奬勵の途を開かざるべからず、然るに若し妄りに干渉を以つてせば同業者の權利を失はしめ、奸商を跋扈せしめ、國努を徒費し、外人の譏を招くの虞あり、依つて誘導保護奬勵と干渉との區別を明かにし彼是混同せざるを要す』と。此一言は眞に斷片にして大久保の眞意を了解するに足らざれども、明治十七年以前の政策が産業助長の一方に傾き弊害の取締に疎なるものありしは事實なるべし。

七

以上の調査に基き政府の行ふべき具體的施設は『方針』の篇に記載せられ、農

制を整理する方法九件、農藝の改進を助くる方法十二件、內國商業の秩序を整ふる方法十三件、外國貿易の進路を擴張する方法八件、工業の秩序を整ふる方法三件、工藝の改進を助くる方法十六件、農商工施務の機關を整理する方法七件、農商工業者の精神を奬勵する方法三件、北海道移住者を奬勵する方法一件あり。產業の改進に關するものとしては試驗所、調查所、陳列所の設置、學校の擴張、巡廻敎師の派遣等を主とし、秩序整理の方法としては農業の部に小作條例の制定あり、工業の部に職工及徒弟條例の發布、工場律の制定あり、商業の部に至りては同業組合條例、問屋條例、發票保倉條例、會社條例、保險條例の發布並に生絲及茶の檢查所の設置ありて一一之を說くに遑あらず。中に就き本書の結論として最重要なるは同業組合の設置なるべく、明治十七年に發布せられ現今尙效力を有する同業組合準則は此方針を實現したるものなること明かなり。

同業組合に關する本書編者の意見は頗る積極的なるものにして、舊時の株式仲間に近き機能を生せしめんとしたるが如し。例へば同業組合條例と共に問屋條例を設け、凡そ問屋は官許を受けざれば營業すること能はざるものとし、且製產者又は同業者五名以上が其業務に經驗あることを保證すること及同地に三箇年以

上定住せることの條件を定めたるが故に問屋組合は或程度まで獨占を保證せらるゝことゝなるべし。又職工條例、徒弟條例は傭者被傭者間の契約及其履行を取締るべきものにして此等規定の實施に就いても亦同業組合の力に依ることを期待したるが如し。而して此に特筆を要するは外國輸出に關し同業組合の一大聯合を組織せしめ之を以て貿易政策の重要機關たらしめんとしたることなり。卽ち此全國同業者の聯合團體は海外の要地に大商店を經營し組合員の委託する物品の販賣を爲すものとし、組合員の支拂ふ手數料を以て商店を維持する能はざる場合には政府より其不足を補給するの案なり。されば若し此案にして實現されしとせば十六七世紀に於ける英國のレギュレーテッド・コンパニーと現今の販賣組合聯合會とを兼ぬる所の一組織を見たるならん。同業組合が此の如き活動的機關の基礎として餘りに薄弱なるべきは今日より見て論を俟たざる所なれども當時我國の貿易商が極めて幼稚にして輸出取引が悉く開港場の居留外商に依つて左右せられしことは當局者の憤慨に堪へざる所なりしが故に遂に此空想に走りしことを推測するに難からず。

次に所謂『檢束』政策の一法として主張せられしは商品檢査所の設置なり。

本書の提案としては生絲檢査所を横濱に設け、茶の檢査所を横濱及神戸に設くるにあり。而して茶に就いては單に『檢査所の檢査を爲したるものは品位等級の證狀を附與する事』とするに止るも、生絲に就いては『檢査所を經ざるものは海外輸出を許さゞる事』とありて所謂粗製濫造を防ぐに强制手段を用ふるの意あるを明かにせり。是亦當時の官僚が自由競爭より生ずる弊害を矯正するに熱心なりしことを示すものといふべし。

要するに明治政府の產業政策の任務は一面に於いて近世歐洲の資本的大企業を移植すると共に他の一面に於いて固有の小規模なる農工商業を扶掖して舊時各藩別々に維持せられたる組織を更に國民的基礎の上に再建するにあり。而して政府は創業の當初まづ第一の方面に努力したりしも第二の任務に就きては未だ深く考ふる所なく、却つて國家の統一、四民平等の實現に伴つて生じたる產業上の混亂を救ふに遑あらざりしが、明治十七年前後に至りて政治上の反動期に入ると共に產業上にも亦所謂檢束の法に依つて秩序恢復の業に着手したりしことを知るべし。唯吾人の研究は尙ほ極めて不備にして斷案の不精確なるを遺憾とせざる能はざるものなり。

一九二四年三月十三日稿